

『適正取引推進相談窓口』設置について

弊社では、経済産業省策定の『自動車産業適正取引ガイドライン』の適正取引推進活動の一環として、個別取引に関する相談窓口機能を活性化させるために購買関係（スバル自動車部門）のお取引先様を対象にしました相談窓口を設置しております。

■ 相談窓口設置の目的

弊社の購買活動等の中で、下請法、独占禁止法及びその他法令に違反の恐れがないか、また弊社従業員または弊社サプライチェーンに属する事業者の業務遂行に関するコンプライアンス上の問題がないかモニタリングし、問題の早期発見、未然防止、是正措置、再発防止を図り、健全なサプライチェーンの維持、お取引先様とのベストパートナーシップを構築していくことを目的としています。

■ 相談窓口の概要

| | |
|-------|---|
| 相談内容 | <ul style="list-style-type: none">・ 下請法、独禁法等の法令違反、不正行為、またはその恐れがあるもの。・ コンプライアンス上に問題や懸念がある従業員の業務遂行に関するもの。 |
| 利用者 | <ul style="list-style-type: none">・ 弊社のサプライチェーンのお取引先様 |
| 相談対応者 | <ul style="list-style-type: none">・ 弊社法務部（限定されたメンバー） ※ 購買活動において中立な立場である法務部（限定されたメンバー）が対応致します。当該法務部（限定されたメンバー）は弊社コンプライアンス推進組織であるコンプライアンス委員会の委員長の指揮命令を受けて相談業務を遂行します。 |
| 相談方法 | <ul style="list-style-type: none">・ ご一報は封書（親展）でお願い致します。 〒373-8555 群馬県太田市スバル町1-1 富士重工業(株)法務部『適正取引推進相談窓口』宛 ※ 貴社名、ご氏名、ご連絡先及び具体的な事実をお伝え下さい。 |
| 相談対応 | <ul style="list-style-type: none">・ 弊社法務部（限定されたメンバー）は事実確認の調査を行い、必要な場合は、関連部署と連携し、是正措置、対策を講じます。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none">・ 匿名でのご相談もお受け致しますが、是正措置内容等の連絡は出来かねますので予めご了承下さい。・ ご相談の内容によりましては、回答・対応できかねる場合がございます。全てのご相談に回答・対応をお約束するものではありませんので予めご了承下さい。・ ご相談者またはご相談者の勤務先に不利益が及ぶことのないように弊社では十分に配慮致します。・ 単なる誹謗中傷は固くお断り致します。虚偽及び不正な目的での相談や通報は絶対に行わないようお願い致します。 |